

**水質検査計画に記載が必要な事項(水道法施行規則第15条関係)**

チェック項目		根拠法令	
1 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの	水源の状況、原水及び浄水の水質状況	規則15-7-1	H15通知1-3-(8)-イ
	汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等		
2 定期の水質検査の項目、採水の場所、検査の回数及びその理由	検査項目	規則15-7-2	H15通知1-3-(8)-イ
	採水場所		
	検査回数及びその理由		
	(必要に応じて) 水質管理目標項目及び原水の検査に関する項目		
	原水の指標菌・クリプトスポリジウム等の検査に関する事項		H15通知1-3-(8)-ヘ
3 検査を省略する項目については、当該項目及びその理由		規則15-7-3	
4 臨時の検査に関する事項	臨時の水質検査を行うための要件	規則15-7-4	H15通知1-3-(8)-ロ
	臨時の水質検査を行う項目等		
5 水質検査を委託する場合における当該委託の内容	水質検査の自己・委託の区分	規則15-7-5	
6 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	水質検査結果の評価に関する事項	規則15-7-6	H15通知1-3-(8)-ハ
	水質検査計画の見直しに関する事項		
	水質検査の精度及び信頼性確保に関する事項		
	関係者(保健所を含む)との連携に関する事項(連絡通報体制等)		

法:水道法

規則:水道法施行規則

H15通知:平成15年健水第1010001号(課長通知)水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について